

江東区保育従事者確保支援事業委託 公募型プロポーザル実施要領**1 事業の趣旨・目的**

本区は、区内保育施設の保育人材の確保に資するため、江東区保育従事者確保支援事業『保育園就職フェア in Koto』（以下「就職フェア」という。）を開催する。受託事業者は本事業の開催にあたり、開催準備から運営、事業検証に至るまでの業務を行うものであり、最も適した者を公募型プロポーザル方式で選定するため、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業 務 名 江東区保育従事者確保支援事業委託

(2) 業 務 内 容 令和8年度 江東区保育従事者確保支援事業委託仕様書（別紙1）のとおり
なお、本仕様書においては最低限必要と思われる業務内容を記載しているが、これに加えて、必要と思われる提案を行うこと。

(3) 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を1回まで更新することができる。

(4) 委託上限額 11,700,000円（消費税込） 令和8年度分

ただし、本事業の実施及び予算額については、令和8年第1回区議会定例会における令和8年度当初予算の議決を前提としているため、変更または中止する可能性がある。

また、令和9年度の本事業の実施については、令和9年度当初予算の議決を前提とし、本事業の実施の有無及び詳細は未定である。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

(5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

(6) 平成31年度から令和7年度までの間に、地方自治体及び官公庁の各種人材確保に資する相談会等のイベント開催業務を受託した実績があること。

- (7) 東京都内または近県（千葉県、埼玉県または神奈川県）に事業所を有すること。

4 スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和7年11月21日（金）～令和7年12月19日（金）午後5時

(2) 質問受付期間

令和7年11月21日（金）～令和7年12月5日（金）午後5時

(3) 質問回答日

令和7年12月12日（金）

(4) 参加表明書提出期限

令和7年12月19日（金）午後5時

(5) 企画提案書等提出期限

令和7年12月24日（水）正午

(6) 第一次審査結果通知

令和8年1月19日（月）（予定）

(7) 第二次審査（プレゼンテーション）

令和8年1月27日（火）（予定）

(8) 選定結果通知

令和8年1月30日（金）（予定）

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

ア 公募期間：令和7年11月21日（金）～令和7年12月19日（金）午後5時

イ 公募方法：区ホームページにて公表

(2) 質問・回答

ア 質問受付期間：令和7年11月21日（金）～令和7年12月5日（金）午後5時

イ 質問方法：「質問書（様式3）」を持参・郵便・FAX 又は電子メールにより「12 担当」の担当部署まで提出すること。

ウ 回答日：令和7年12月12日（金）

エ 回答方法：質問への回答は区ホームページ

（<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>）に掲示し、個別の回答は行わない。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限：令和7年12月19日（金）午後5時

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送

※「12 担当」の担当部署まで提出すること。なお、郵送の場合は事前に

連絡すること。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和7年12月24日（水）正午

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時。ただし、最終日は正午まで）又は郵送

※「12 担当」の担当部署まで提出すること。なお、郵送の場合は事前に
連絡すること。

6 応募書類

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 企画提案書（企画提案書留意事項（別紙2）参照）

※真に必要な場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 価格提案書（見積書）令和8年度の委託事業に係る見積を提示すること。

(4) 会社概要書（様式任意。自社作成済みのもので可）

(5) 他自治体等受託実績書（様式2）（直近に受注した案件5件以内で、発注者・業務内容・
請負金額・契約期間等を記載する。多数ある場合は、直近に受注した案件から記載する。）

(6) 法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明（直近3年分、かつ、発行日から
3ヶ月以内の納税証明書（その1））

(7) 法人事業税の滞納がないことの証明（直近3年分、かつ、発行日から3ヶ月以内の納税証
明書）

書類	様式	部数
(1) 参加表明書	様式1	1部
(2) 企画提案書	任意	正本を1部、写しを9部
(3) 価格提案書	任意	正本を1部、写しを9部
(4) 会社概要	任意	10部
(5) 他自治体等受託実績書	様式2	10部
(6) 法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの 証明（納税証明書（その1））	原本	1部
(7) 法人事業税の滞納がないことの証明（納税証明書）	原本	1部

7 評価方法

(1) 評価基準

評価基準（別紙3）のとおり

(2) 書類審査（第一次審査）の実施

企画提案書、価格提案書等の提出書類について書類審査を実施し、上位3者を第一次審査通
過者として選定する。同点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を上位者と

する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を上位者とする。審査の結果は、参加者全員に対して電子メールにより通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング（第二次審査）の実施

第一次審査通過者について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

日時：令和8年1月27日（火）予定

その他の詳細については、第一次審査決定通知（令和8年1月19日（月）予定）と合わせて、電子メールにて通知する。

(4) 評価方法

第一次審査、第二次審査について、評価基準に基づいて、評価する。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、第一次審査及び第二次審査の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、第一次審査及び第二次審査の総合点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールにて通知する。また、契約締結後速やかに、下記の公表事項について区ホームページ

(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>) にて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者（第一次審査通過者に限る）の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※対象者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

９ 契約手続

- (１) 契約交渉の相手方に選定された者と本区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (２) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１０ 会場下見

本プロポーザルへの参加に当たり、希望する参加者は就職フェアの会場として予定している「江東区文化センター」を下見できる。下見を希望する場合は、令和７年１２月３日（水）午後５時までに電子メールにより、「１２ 担当」の担当部署まで連絡すること。

なお、下見参加の有無が、審査の結果に影響を及ぼすものではない。また、下見の際に会場の利用に関して参加者から質問があった場合には、質問の回答公開とあわせて区ホームページにて掲載する。

１１ その他

- (１) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (２) 企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。
- (３) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本区から指示があった場合を除く。また、提出された書類は返却しない。
- (４) 参加表明書を提出した後、本区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (５) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (６) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。
- (７) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象公文書として原則開示する（ただし、本区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く）。

１２ 担当（応募書類・質問等の提出先）

担 当：江東区こども未来部保育支援課事業支援係 石橋、金子、後藤

住 所：〒１３５－８３８３ 東京都江東区東陽４－１１－２８（本庁舎３階１３番窓口）

電 話：０３－３６４７－９０８４（直）

FAX：０３－３６４７－８４４７

E-mail：2702010@city.koto.lg.jp